

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案要綱

### 第一 電子情報処理組織を使用した登録の義務付け

その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるものは、電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十三条の二第一項に規定する情報処理センターに登録することが困難な場合として環境省令で定める場合等を除き、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬受託者及び処分受託者から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならないものとする。こと。（第十二条の五第一項関係）

### 第二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

一 二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、環境省令で定めるところにより、次のいずれにも適合していることについて、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする区域（運搬を行う区域については、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

（第十二条の七第一項関係）

イ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者が当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の発行済株式の総数を保有していることその他の当該二以上の事業者が一体的な経営を行うものとして環境省令で定める基準に適合すること。

ロ 当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を実施する者が、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる事業者として環境省令で定める基準に適合すること。

二 認定を受けた者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物に係る規定等の適用については、当該認定を受けた者のうち他の事業者もまたその事業に伴い当該産業廃棄物を生じた事業

者とみなす等の措置を講ずること。

(第十二条の七第四項から第六項まで関係)

### 第三 事業の廃止等に伴う通知等の義務付け

一 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であつて当該事業に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、事業の全部又は一部を廃止した旨を当該収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならないものとする。

(第十四条の二第四項及び第十四条の五第四項関係)

二 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業の許可を取り消された者であつて当該許可に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、許可を取り消された旨を当該収集、運搬又は処分を終了していない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に書面により通知しなければならないものとする。

(第十四条の三の二第三項及び第十四条の六関係)

#### 第四 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化

第十五条の二の五第一項又は第二項の届出を行い、特例として一般廃棄物処理施設として設置された産業廃棄物処理施設について、施設の維持管理基準等の違反があつた場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等が行うことができることを明確化すること。

(第十五条の二の七関係)

#### 第五 有害使用済機器の保管等

一 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業とする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

(第十七条の二第一項関係)

二 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないものとする。 (第十七条の二第二項関係)

三 第十八条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三(第一号及び第三号を除く。)並びに第十九条の五第一項(第二号から第四号までを除く。)及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用するものとする。 (第十七条の二第三項関係)

四 環境大臣は、適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならぬものとする。 (第十七条の二第四項関係)

めるときは、環境大臣に対し、当該環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができるものとする。

#### 第六 事業の廃止等に伴う措置

一 第十九条の四の規定は、事業の廃止をした者等により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(廃止をした事業等に係るものに限

る。)の保管が行われていると認められるときについて準用するものとする。

(第十九条の十第一項関係)

二 第十九条の五の規定は、事業の廃止をした者等により、産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物(廃止をした事業等に係るものに限る。)の保管が行われていると認められるときについて準用するものとする。

(第十九条の十第二項関係)

## 第七 罰則

産業廃棄物管理票及び電子情報処理組織を使用した産業廃棄物に関する情報の登録に係る罰則を一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に引き上げること。

(第二十七条の二関係)

## 第八 施行期日等

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

(附則第一条から第四条まで関係)

二 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第五条関係)

三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第六条から第八条まで関係)